

## 平成29年度 第2四半期 指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃(株) 再処理事業所 廃棄物管理施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成29年9月15日	服部 山本 山中	各職位	<p>①保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査 ・再処理計画部は、品質目標の達成状況を定期的に評価するため、各課の改善活動を定期的にとりまとめ、活動項目毎に取り組み状況を集約しているが、この再処理計画部の活動状況を確認したところ、各課の取り組み、進捗状況の確認や洗い出された課題の再処理事業部内での共有がされず、取り組み状況の評価ができていないことが確認された。このため、原因を精査し、必要な対策を確実に行うこと。</p>	平成30年3月14日	再処理計画部は、各部署における改善活動の各実施項目の実績、効果、問題点等の状況を確認し、チェック責任者のチェックも踏まえて報告書としてとりまとめ、業務連絡書で再処理事業部内での共有を図ったことを関係者への聴取、「品質マネジメントシステムに係る法令報告を踏まえた再処理事業部の取り組みに関する計画書に基づく実施状況について(2017年9月度まで)」等により確認した。 <本件完了>
				<p>②その他必要な事項(保安規定の変更に係る検査) ・保安規定変更に伴う課内への展開教育の講師を務めた、貯蔵管理課長の教育記録を確認したところ、講師の要件として必要な集合教育の受講記録に当該課長の名前がないことを確認した。事業者は当該課長及び当該集合教育を受講した当該課長以外の出席者への聞き取りにより、当該課長は集合教育を受講していることを確認したが、その原因を精査し、必要な対策を確実に行うこと。</p>	平成30年3月14日	生産管理課は、受講者の記載ミスが発生した教育を実施した際に、受講者をリスト化して管理していなかったことに対する改善として、リストを作成するルールを整えたことを関係者への聴取及び是正処置報告書等により確認した。<本件完了>

## 平成29年度 第3四半期 指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃(株) 濃縮・埋設事業所 加工施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成29年12月4日	服部 田中 山中 上野	各職位	<p>平成29年度第3回保安検査において、以下の指摘を行った。</p> <p>・JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開の実施状況を確認したところ、安全・品質本部は、大洗事故水平展開実施計画書に基づき、JAEA大洗内部被ばく事故の具体的問題点や直接原因等に対し、検査時点では検討事項を抽出するなどしていたが、各事業部において、手順書や異常時の訓練、資機材等への反映の必要性について確認を実施中であり、具体的な対策の実施に着手できていないことを確認した。</p> <p>水平展開の活動は、事業者対応方針に基づき強化した体制のもと、保安上重大な事象が発生したときに行うものとしており、対策の重要性を鑑みると、リスクが抽出できたものから、反映の必要性を調査し、必要な対策を速やかに実施することが重要であるが、前回の保安検査時点において検討事項は抽出されていた状況にも関わらず、これらを各事業部へ速やかに展開していない状況が確認された。</p> <p>今回の水平展開の体制は、事業者自らが、前回の保安検査時点で適時性をもって実施できなかったことの反省を踏まえ、上記のような対応状況は未だ適時性を欠くものと認められ、今回の体制が適切に機能していない状況が確認された。</p>	平成30年3月14日	<p>平成29年度第4回保安検査において、安全・品質本部は大洗事故水平展開実施計画書を改正し、会議体の役割の明確化、委員会開催方法の見直し及び進捗管理の改善を実施したこと並びに専門的知識を有するメンバーを増員し、実施体制を強化し、実質的な活動に着手したことを確認した。</p> <p>&lt;本件完了&gt;</p>
				<p>・安全・品質本部による全社としての事業者対応方針に対する活動の進捗管理については、大洗の水平展開対応等で指摘したように改善するべき点があることから、安全・品質本部に対して、全体の活動の進捗状況を確認するように指摘した。</p>	平成30年3月14日	<p>平成29年度第4回保安検査において、以下の確認を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者対応方針の進捗管理方針について、安全・品質改革委員会及び品質・保安会議に承認を得たこと。</li> <li>・不適合WGコメント反映した予防処置処理票を起票し、進捗管理方法を明確にした後、品質・保安会議に2週間に1回の頻度で進捗状況を報告していること。</li> <li>・予防処置処理票の結果及び有効性評価の計画を記載して上欄中であること。</li> </ul> <p>&lt;本件完了&gt;</p>

## 平成29年度 第3四半期 指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃株式会社 再処理事業所再処理施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成29年12月4日	服部 山中 本間 田中 山本 上野	各職位	<p>平成29年度第3回保安検査において、以下の指摘を行った。</p> <p>①「事業者対応方針等の履行」に係る検査 ・配管ピットへの雨水浸入防止の恒久対策や配管ピットの保守管理に係る健全性確認の中で、品質記録の不備に気付かないまま、活動の完了報告を承認しているといった事例が確認されたうえ、活動の進捗管理を行っていないことが確認された。</p> <p>事業者は、事業者対応方針で「自らが気づき速やかな対策に繋ぐことができない」ことを改善すると示していることから、各会議が与えられた役割を果たしているか、果たせていないときはどこに問題があるのか自ら検証し、改善するよう「気付き事項」として指摘した。</p>	平成30年3月14日	<p>平成29年度第4回保安検査において、現場確認を再度行い、記録を作成したことを確認し、この記録を基に訂正した報告書は雨水対応会議等で審議し、承認したことを確認した。また、雨水対応会議や設備管理会議では適時、進捗状況を管理していることを確認した。</p> <p>&lt;本件完了&gt;</p>
				<p>・JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開の実施状況を確認したところ、安全・品質本部は、大洗事故水平展開実施計画書に基づき、JAEA大洗内部被ばく事故の具体的問題点や直接原因等に対し、検査時点では検討事項を抽出するなどしていたが、各事業部において、手順書や異常時の訓練、資機材等への反映の必要性について確認を実施中であり、具体的な対策の実施に着手できていないことを確認した。</p> <p>水平展開の活動は、事業者対応方針に基づき強化した体制のもと、保安上重大な事象が発生したときに行うものとしており、対策の重要性を鑑みると、リスクが抽出できたものから、反映の必要性を調査し、必要な対策を速やかに実施することが重要であるが、前回の保安検査時点において検討事項は抽出されていた状況にも関わらず、これらを各事業部へ速やかに展開していない状況が確認された。</p> <p>今回の水平展開の体制は、事業者自らが、前回の保安検査時点で適時性をもって実施できなかったことの反省を踏まえ、上記のような対応状況は未だ適時性を欠くものと認められ、今回の体制が適切に機能していない状況が確認されたことから、そうした問題点等について、改めて活動の改善を行うよう「気付き事項」として指摘した。</p>	平成30年3月14日	<p>平成29年度第4回保安検査において、安全・品質本部は大洗事故水平展開実施計画書を改正し、会議体の役割の明確化、委員会開催方法の見直し及び進捗管理の改善を実施したこと並びに専門的知識を有するメンバーを増員し、実施体制を強化し、実質的な活動に着手したことを確認した。</p> <p>&lt;本件完了&gt;</p>

## 平成29年度 第3四半期 指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃株式会社 再処理事業所再処理施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
				<p>・再処理事業部において、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋との取合い箇所一般共同溝(以下「CB建屋取合部一般共同溝」という。)内で、集水枡(約1m3)が満水状態であることが、平成29年11月に実施された対応方針1に係る「全設備を管理下に置く活動」(現場ウォークダウン)によって発見され、CAP会合に事象登録された。この事象について経緯を確認したところ、平成29年9月の巡視・点検で集水枡が満水状態であることが確認されていたが、CAP会合に事象登録されていなかったことが確認された。これは、事業者が対応方針4のCAPの運用改善として、現場の気付きを組織に伝えやすくするために、不適合情報だけではなく、不適合に満たない気付きレベルの情報もCAP会合に事象登録されるよう改善活動を実施しているところであり、平成29年9月の巡視・点検で発見された時点でCAP会合に事象登録されるべきであった。さらに、本件はCAP会合において、事象レベルが「気付き」と判定された。当該CB建屋取合部一般共同溝には一部安全上重要な設備が存在するほか、事業者が「集水枡」とする施設は、一定量の水を貯留する機能を有するものの、排水機能は有していないことから、当該施設への水の流入を看過することは付近の設備が冠水又は水没するリスクがあることから、速やかに集水枡が満水となった原因の追及、再発防止対策を実施するよう、不適合として管理すべき事象であった。</p> <p>こうした状況は、CAPの運用改善が周知徹底されていないこと、CAP会合が与えられた機能を適切に発揮していないことを示すものであり、現在実施しているCAPの運用改善について、更なる改善をするよう「気付き事項」として指摘し、事業者は自らの不適合管理の仕組みの中で改善を図っていくことを聴取した。</p>	平成30年3月14日	<p>平成29年度第4回保安検査において、CAPの運用の改善については、蛍光灯の球切れ、サーベイメータの故障等の軽微な事象について、事象登録を不要とする事例を明確にしたこと、CAP会合における不適合グレードの判断を適切に行うために、CAP会合へ報告すべき必要事項を定めたこと、各課の不適合管理担当者に、事例を用いて不適合事象の問題点の抽出方法の説明を行ったことを確認した。&lt;本件完了&gt;</p>

## 平成29年度 第3四半期 指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃株式会社 再処理事業所再処理施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
				<p>・CB建屋取合部一般共同溝内で、集水枡が満水状態であった事例について確認したところ、運転部は安重設備があるCB建屋取合部一般共同溝を安重設備がある部屋としておらず、一方、現場ウォークダウンでは安重設備を含む部屋としており、相違していることから、早急に現場ウォークダウンにおける安重設備を含む部屋のリストと運転部が作成した安重設備がある部屋のリストのクロスチェックを実施するよう「気付き事項」として指摘した。</p>	平成30年3月14日	平成29年度第4回保安検査において、施設担当課が、巡視・点検が行われていなかった安全上重要な設備が設置されている部屋を、巡視・点検マニュアルに追加し、運転部にてそれら設備の巡視・点検を行うようにしたことを確認した。 <本件完了>
				<p>・化学物質単独の被災を想定した訓練について、訓練結果が取り纏めているものの、評価が実施されていない点を「気付き事項」として指摘した。</p>		次回以降の保安検査で確認する。
				<p>・チェック責任者が再処理管理強化に係る実施計画書に基づき、保安上重要な業務の計画とその履行状況をチェックしているものの、前述した配管ピットの活動において、一部設備について現場照合及び健全性確認結果の記録が作成されていなかったこと、並びに配管ピットへの雨水浸入防止の恒久対策で、配管ピット躯体及び取合部の目視確認結果の記録が作成されていなかったことについて、その実施状況を確認していないにも関わらず、完了報告を承認したことが確認された。 この点については、事業者はチェック責任者を選任し、新たな取組みを行っているものの、その本来果たすべき機能を発揮しておらず、継続した改善を要するものとする。活動の中で発見した問題点は取組みを行う中で適時改善することが重要と「気付き事項」として指摘した。</p>	平成30年3月14日	平成29年度第4回保安検査において、「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」ことの対策としては、「セルフチェックの強化、保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化」に係る実施計画書を改訂し、部長・課長に規制当局への説明資料に対してチェックを実施した結果を提出させ、事前にチェックしたことをチェック責任者が論理性、整合性等の観点から確認する手順としたこと、原子力規制庁との面談後に、面談でのコメントを踏まえ、要求される事項に対して足りなかったことを評価する手順としたことを確認した。<本件完了>
				<p>・安全・品質本部による全社としての事業者対応方針に対する活動の進捗管理については、大洗の水平展開対応等で指摘したように改善するべき点があることから、安全・品質本部に対して、全体の活動の進捗状況を確実に管理するよう「気付き事項」として指摘した。</p>	平成30年3月14日	平成29年度第4回保安検査において、以下の確認を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者対応方針の進捗管理方針について、安全・品質改革委員会及び品質・保安会議に承認を得たこと。</li> <li>・不適合WGコメント反映した予防処置処理票を起票し、進捗管理方法を明確にした後、品質・保安会議に2週間に1回の頻度で進捗状況を報告していること。</li> <li>・予防処置処理票の結果及び有効性評価の計画を記載して上欄中であること。</li> </ul> <本件完了>

## 平成29年度 第3四半期 指摘事項一覧 (事業者の処置結果追記分)

原子力事業所又は原子力施設名: 日本原燃(株) 濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成29年12月4日	服部 田中 本間 山中 山本 上野	各職位	<p>平成29年度第3回保安検査において、以下の指摘を行った。</p> <p>①「事業者対応方針等の履行」に係る検査</p> <p>・事業者対応方針に定める活動の進捗状況について、全社として網羅的に管理する仕組みが不明確である等、十分に管理されておらず、また、埋設事業部においても、個々の活動の計画が明確でなく、活動の進捗状況が十分に管理されていない事例が認められた。安全・品質本部は全体の、埋設事業部は個々の活動の進捗状況を確実に管理できるよう適切に改善すること。</p>	<p>1)平成29年12月20日</p> <p>2)平成30年1月15日</p>	<p>1)埋設事業部において、「事業者対応方針」を踏まえた埋設事業部の取り組みの管理方法について」に基づき、埋設事業部に係る活動(保守管理、大洗水平展開、全社としての改善)の計画に関してアクションプランを策定したこと、また、原則として週1回、事業者対応方針に係る進捗確認会議を開催し、当該アクションプランの進捗状況を確認していることを確認した。</p> <p>2)安全・品質本部において、各事業部の事業者対応方針に係るアクションプランをとりまとめ、品質・保安会議において、原則として2週間に1回の頻度で進捗状況を報告していることを確認した。</p> <p>&lt;本件完了&gt;</p>
				<p>・JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開の実施状況を確認したところ、安全・品質本部は、「JAEA大洗の内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開」に係る実施計画書」に基づき、JAEA大洗内部被ばく事故の具体的問題点や直接原因等に対し、検査時点では検討事項として63項目を抽出する等していたが、各事業部において、手順書や異常時の訓練、資機材等への反映の必要性について確認を実施中であり、具体的な対策の実施に着手できていないことを確認した。</p> <p>水平展開の活動は、事業者対応方針に基づき強化した体制のもと、保安上重大な事象が発生したときに行うものとしており、対策の重要性を鑑みると、リスクが抽出できたものから、反映の必要性を調査し、必要な対策を速やかに実施することが重要であるが、前回の保安検査時点において検討事項は抽出されていた状況にも関わらず、これらを各事業部へ速やかに展開していない状況が確認された。</p> <p>今回の水平展開の体制は、事業者自らが、前回の保安検査時点で適時性をもって実施できなかったことの反省を踏まえれば、上記のような対応状況は未だ適時性を欠くもの認められ、今回の強化された体制が適切に機能していない状況が確認されたことから、そうした問題点等について、改めて活動の改善を行うこと。</p>	<p>平成30年3月14日</p>	<p>平成29年度第4回保安検査において、安全・品質本部は大洗事故水平展開実施計画書を改正し、会議体の役割の明確化、委員会開催方法の見直し及び進捗管理の改善を実施したこと並びに専門的知識を有するメンバーを増員し、実施体制を強化し、実質的な活動に着手したことを確認した。</p> <p>&lt;本件完了&gt;</p>

## 平成29年度 第3四半期 指摘事項一覧 （事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃(株) 濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
				<p>・埋設事業部は、根本原因分析チームが社内ルール等を十分に理解せず、集積RCAスクリーニングをやり直したこと、その結果として分析チームの中立性に疑義が生じたこと等に係る不適合を速やかに解消するとともに、遅滞なくかつ着実に集積RCAを実施すること。また、安全・品質改革委員会は、埋設事業部の集積RCAの実施状況について、適切にフォローし、必要な対応を行うこと。</p>	<p>1)平成29年12月20日 2)平成30年3月14日</p>	<p>1)埋設事業部は、当該指摘に係る不適合管理を行い、根本原因分析作業を中止したこと及び根本原因分析チームを再編成中であることを聴取した。 また、安全・品質改革委員会のアクションプランに集積RCAの実施状況を追加し、平成29年12月6日開催の第32回安全・品質改革委員会より、その実施状況をフォローしていることを確認した。 2)平成29年度第4回保安検査において、集積RCAチームメンバーを再選任し、集積RCAを実施したこと、「根本原因分析の分析報告書」を取りまとめ、埋設事業部長に提出したことを確認した。また、今後、埋設事業部長は「根本原因分析の分析報告書」に基づき、必要な対策を実施する予定である旨を聴取した。</p>

## 平成29年度 第3四半期 指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃(株) 再処理事業所 廃棄物管理施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所担当者	事業者対応者	指摘(要旨)	事業者回答日	事業者の処置状況
1	平成29年12月4日	服部 上野 田中 佐藤 山本 本間	各職位	<p>平成29年度第3回保安検査において、以下の指摘を行った。</p> <p>①「事業者対応方針等の履行」に係る検査</p> <p>・配管ピットへの雨水浸入防止の恒久対策や配管ピットの保守管理に係る健全性確認の中で、品質記録の不備に気付かないまま、活動の完了報告を承認しているといった事例が確認されたうえ、活動の進捗管理を行っていないことが確認された。</p> <p>事業者は、事業者対応方針で「自らが気づき速やかな対策に繋ぐことができない」ことを改善すると示していることから、各会議が与えられた役割を果たしているか、果たせていないときはどこに問題があるのか自ら検証し、改善するよう「気づき事項」として指摘した。</p>	平成30年3月14日	<p>平成29年度第4回保安検査において、現場確認を再度行い、記録を作成したことを確認し、この記録を基に訂正した報告書は雨水対応会議等で審議し、承認したことを確認した。また、雨水対応会議や設備管理会議では適時、進捗状況を管理していることを確認した。</p> <p>&lt;本件完了&gt;</p>
				<p>・JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開の実施状況を確認したところ、安全・品質本部は、大洗事故水平展開実施計画書に基づき、JAEA大洗内部被ばく事故の具体的問題点や直接原因等に対し、検査時点では検討事項を抽出するなどしていたが、各事業部において、手順書や異常時の訓練、資機材等への反映の必要性について確認を実施中であり、具体的な対策の実施に着手できていないことを確認した。</p> <p>水平展開の活動は、事業者対応方針に基づき強化した体制のもと、保安上重大な事象が発生したときに行うものとしており、対策の重要性を鑑みると、リスクが抽出できたものから、反映の必要性を調査し、必要な対策を速やかに実施することが重要であるが、前回の保安検査時点において検討事項は抽出されていた状況にも関わらず、これらを各事業部へ速やかに展開していない状況が確認された。</p> <p>今回の水平展開の体制は、事業者自らが、前回の保安検査時点で適時性をもって実施できなかったことの反省を踏まえ、上記のような対応状況は未だ適時性を欠くものと認められ、今回の体制が適切に機能していない状況が確認されたことから、そうした問題点等について、改めて活動の改善を行うよう「気づき事項」として指摘した。</p>	平成30年3月14日	<p>平成29年度第4回保安検査において、安全・品質本部は大洗事故水平展開実施計画書を改正し、会議体の役割の明確化、委員会開催方法の見直し及び進捗管理の改善を実施したこと並びに専門的知識を有するメンバーを増員し、実施体制を強化し、実質的な活動に着手したことを確認した。</p> <p>&lt;本件完了&gt;</p>



## 平成29年度 第3四半期 指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃(株) 再処理事業所 廃棄物管理施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
				<p>・廃棄物管理施設と共通のCAPを運用している再処理施設ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋との取合い箇所一般共同溝(以下「CB建屋取合部一般共同溝」という。)内で、集水枡(約1m3)が満水状態であることが、平成29年11月に実施された対応方針1に係る「全設備を管理下に置く活動」(現場ウォークダウン)によって発見され、CAP会合に事象登録された。この事象について経緯を確認したところ、平成29年9月の巡視・点検で集水枡が満水状態であることが確認されていたが、CAP会合に事象登録されていなかったことが確認された。これは、事業者が対応方針4のCAPの運用改善として、現場の気付きを組織に伝えやすくするために、不適合情報だけではなく、不適合に満たない気付きレベルの情報もCAP会合に事象登録されるよう改善活動を実施しているところであり、平成29年9月の巡視・点検で発見された時点でCAP会合に事象登録されるべきであった。さらに、本件はCAP会合において、事象レベルが「気付き」と判定された。当該CB建屋取合部一般共同溝には一部安全上重要な設備が存在するほか、事業者が「集水枡」とする施設は、一定量の水を貯留する機能を有するものの、排水機能は有していないことから、当該施設への水の流入を看過することは付近の設備が冠水又は水没するリスクがあることから、速やかに集水枡が満水となった原因の追及、再発防止対策を実施するよう、不適合として管理すべき事象であった。</p> <p>こうした状況は、CAPの運用改善が周知徹底されていないこと、CAP会合が与えられた機能を適切に発揮していないことを示すものであり、現在実施しているCAPの運用改善について、更なる改善をするよう「気付き事項」として指摘し、事業者は自らの不適合管理の仕組みの中で改善を図っていくことを聴取した。</p>	平成30年3月14日	<p>平成29年度第4回保安検査において、CAPの運用の改善については、蛍光灯の球切れ、サーベイメータの故障等の軽微な事象について、事象登録を不要とする事例を明確にしたこと、CAP会合における不適合グレードの判断を適切に行うために、CAP会合へ報告すべき必要事項を定めたこと、各課の不適合管理担当者に、事例を用いて不適合事象の問題点の抽出方法の説明を行ったことを確認した。</p> <p>&lt;本件完了&gt;</p>

## 平成29年度 第4四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃(株) 濃縮・埋設事業所 加工施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成30年3月14日	服部 本間 田中 山本 上野 山中	各職位	平成29年度第4回保安検査において、以下の指摘を行った。 ○「事業者対応方針等の履行」にかかる実施状況 ・資料3：JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開の問題点への事業者対応方針に関して 大洗事故水平展開実施計画書における調査項目4の活動において、各施設の工程毎に取り扱う核燃料物質等及び化学物質を抽出し、「人の災害防止」及び「人への災害が起こるとした場合の対応」の観点から、必要な水平展開事項がないか調査したものの、「人への災害が起こるとした場合の対応」の観点で不足していたこと等の事例が確認されたことから、安全・品質本部は、大洗事故水平展開実施計画書の調査項目4に関する活動について不足がないか確認する等、各事業部の活動を適切に管理すること。(各施設共通事項)	-	事業者対応中
				・資料4：全社としての改善の取り組みの強化への事業者対応方針に関して 安全・品質本部は、事業者対応方針資料4(1.はじめに)に記載された、「事業者対応方針資料1から3に共通する背景要因について、今後、根本原因分析により詳細な原因分析と対策を検討する。」とした活動について、実施すべき事項として認識しておらず、アクションプランに記載することなく、各会議体へも報告していなかったことが確認された。また、事業者対応方針資料3の根本原因分析自体も未着手であることが確認された。これらのことから、この活動項目について、適切な計画を策定し、管理された状態で実施すること。(各施設共通事項)	-	事業者対応中
2	平成30年3月14日	服部 本間 田中 山本 上野 山中	各職位	○放射性廃棄物の放出管理の実施状況 保安規定の変更に係る教育の実施状況を確認したところ、防災管理課、警備課等において、今回の改正を含む過去の保安規定等の改正教育について、最新版の保安規定の配付管理はなされていたものの、課長による改正教育の指示、確認等が適時に行われていないことが確認された。本件に関して、不適合管理の仕組みの中で是正すること。	-	事業者対応中

## 平成29年度 第4四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃株式会社 再処理事業所再処理施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成30年3月14日	服部 山中 本間 田中 山本 上野	各職位	<p>平成29年度第4回保安検査において、以下の指摘を行った。 ○「事業者対応方針等の履行」にかかる実施状況 ・資料3：JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開の問題点への事業者対応方針に関して 大洗事故水平展開実施計画書における調査項目4の活動において、各施設の工程毎に取り扱う核燃料物質等及び化学物質を抽出し、「人の災害防止」及び「人への災害が起これるとした場合の対応」の観点から、必要な水平展開事項がないか調査したものの、「人への災害が起これるとした場合の対応」の観点で不足していたこと等の事例が確認されたことから、安全・品質本部は、大洗事故水平展開実施計画書の調査項目4に関する活動について不足がないか確認する等、各事業部の活動を適切に管理すること。(各施設共通事項)</p>	-	事業者対応中
				<p>再処理事業部は、JAEA大洗内部被ばく事故を踏まえた対策(手順書検討、訓練、資機材準備等)について、放射性物質の漏えいが発生し、人の被災を想定したリスク抽出を行うべきところ、放射性物質の漏えい防止のみに対する対策を検討し、人の被災を想定したリスク抽出を行っていなかった。大洗事故では内部被ばくが発生し、その対処から教訓とすべき課題を洗い出して検討することが必要なため、これまで実施してきた活動を検証し、適切に改善すること。</p>	-	事業者対応中
				<p>・資料4：全社としての改善の取り組みの強化への事業者対応方針に関して 安全・品質本部は、事業者対応方針資料4(1.はじめに)に記載された、「事業者対応方針資料1から3に共通する背景要因について、今後、根本原因分析により詳細な原因分析と対策を検討する。」とした活動について、実施すべき事項として認識しておらず、アクションプランに記載することなく、各会議体へも報告していなかったことが確認された。また、事業者対応方針資料3の根本原因分析自体も未着手であることが確認された。これらのことから、この活動項目について、適切な計画を策定し、管理された状態で実施すること。(各施設共通事項)</p>	-	事業者対応中

## 平成29年度 第4四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃株式会社 再処理事業所再処理施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
				<p>○非常時等の措置の実施状況                      交流電源供給機能等喪失時の体制の整備について、活動を行うための要員や資機材が適切に配備できていなかった。また、訓練内容が限定的であり、不足している部分に気付くことなく、必要な対応が行われていなかった。配備されている資機材を用いた対策を迅速かつ確実に実行できるよう、着実に訓練を行っていくとともに、継続的改善のための不断の取り組みを行っていくこと。</p>	—	事業者対応中

## 平成29年度 第4四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃(株) 濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の 処置状況
1	平成30年3月14日	服部 本間 田中 山本 上野 山中	各職位	<p>平成29年度第4回保安検査において、以下の指摘を行った。</p> <p>○「事業者対応方針等の履行」に係る検査</p> <p>・全設備確認等の活動について ウォークダウンの活動結果を抜き取り確認等により検証しているものの、ウォークダウンの現場確認から報告書作成までの全工程を網羅した検証が実施されておらず、点検計画の有無の判断が正しく行われていない事例や報告書作成段階における設備数量等の誤りが確認されたことから、必要な改善を行うこと。</p>	-	事業者対応中
				<p>・資料3：JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開の問題点への事業者対応方針に関して 大洗事故水平展開実施計画書における調査項目4の活動において、各施設の工程毎に取り扱う核燃料物質等及び化学物質を抽出し、「人の災害防止」及び「人への災害が起これるとした場合の対応」の観点から、必要な水平展開事項がないか調査したものの、「人への災害が起これるとした場合の対応」の観点が不足していたこと等の事例が確認されたことから、安全・品質本部は、大洗事故水平展開実施計画書の調査項目4に関する活動について不足がないか確認する等、各事業部の活動を適切に管理すること。(各施設共通事項)</p>	-	事業者対応中
				<p>・資料4：全社としての改善の取り組みの強化への事業者対応方針に関して 安全・品質本部は、事業者対応方針資料4(1. はじめに)に記載された、「事業者対応方針資料1から3に共通する背景要因について、今後、根本原因分析により詳細な原因分析と対策を検討する。」とした活動について、実施すべき事項として認識しておらず、アクションプランに記載することなく、各会議体へも報告していなかったことが確認された。また、事業者対応方針資料3の根本原因分析自体も未着手であることが確認された。これらのことから、この活動項目について、適切な計画を策定し、管理された状態で実施すること。(各施設共通事項)</p>	-	事業者対応中

## 平成29年度 第4四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃(株) 再処理事業所 廃棄物管理施設

作成責任者 統括原子力運転検査官 服部 弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成30年3月14日	服部 本間 田中 山本 上野 山中	各職位	<p>平成29年度第4回保安検査において、以下の指摘を行った。</p> <p>○「事業者対応方針等の履行」にかかる実施状況</p> <p>・資料3：JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開の問題点への事業者対応方針に関して</p> <p>大洗事故水平展開実施計画書における調査項目4の活動において、各施設の工程毎に取り扱う核燃料物質等及び化学物質を抽出し、「人の災害防止」及び「人への災害が起こるとした場合の対応」の観点から、必要な水平展開事項がないか調査したものの、「人への災害が起こるとした場合の対応」の観点が不足していたこと等の事例が確認されたことから、安全・品質本部は、大洗事故水平展開実施計画書の調査項目4に関する活動について不足がないか確認する等、各事業部の活動を適切に管理すること。(各施設共通事項)</p>	-	事業者対応中
				<p>・資料4：全社としての改善の取り組みの強化への事業者対応方針に関して</p> <p>安全・品質本部は、事業者対応方針資料4(1. はじめに)に記載された、「事業者対応方針資料1から3に共通する背景要因について、今後、根本原因分析により詳細な原因分析と対策を検討する。」とした活動について、実施すべき事項として認識しておらず、アクションプランに記載することなく、各会議体へも報告していなかったことが確認された。また、事業者対応方針資料3の根本原因分析自体も未着手であることが確認された。これらのことから、この活動項目について、適切な計画を策定し、管理された状態で実施すること。(各施設共通事項)</p>	-	事業者対応中